

保証制度一覧（その他）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 《 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
借 換 保 証	既存の保証を借り換えるために必要な資金の保証 ◎緊急保証（原材料価格高騰対応等緊急保証および景気対応緊急保証を含みます）を借り換える場合 【申込要件】 ①保証申込時点において、緊急保証にかかる既往借入金残高があること ②適切な事業計画を有していること ◎一般保証、セーフティネット保証または中小企業金融安定化特別保証を借り換える場合 【申込要件】 ①保証申込時点において、一般保証、セーフティネット保証（緊急保証を除きます）または中小企業金融安定化特別保証にかかる既往借入金残高があること ②適切な事業計画を有していること 責任共有制度の対象となっている保証を、責任共有制度の対象外の保証で借り換えることはできません。	【セーフティネット保証の利用要件に該当する場合】 2億8,000万円 《4億8,000万円》 ただし、セーフティネット保証6号を利用する場合は 3億8,000万円《4億8,000万円》 ただし、 ①「セーフティネット保証」、緊急保証および「災害関係保証」を含みます。 ②セーフティネット保証、緊急保証、災害関係保証（東日本大震災・危機関連保証にかかるものに限ります。）および「東日本大震災復興緊急保証」、「危機関連保証」と合算で5億6,000万円《9億6,000万円》以内とします。 【セーフティネット保証の利用要件に該当しない場合】 利用する保証における保証条件による	保証付きの既往借入金の返済資金のほか、当該返済資金以外の事業資金（新規の融資分）を含みます。	【セーフティネット保証の利用要件に該当する場合】 10年以内 【セーフティネット保証の利用要件に該当しない場合】 利用する保証における保証条件による	分割返済	証書貸付	【セーフティネット保証の利用要件に該当する場合】 ①セーフティネット保証にかかる市町村長の認定書 ②事業計画書 【セーフティネット保証の利用要件に該当しない場合】 利用する保証における必要書類
条件変更改善型借換保証	既往の当協会保証付借入金について条件変更による返済猶予または返済軽減を行っている中小企業者が事業計画を策定し、借り換えによる金融正常化を図るために必要な資金の保証	2億8,000万円 《4億8,000万円》	保証付きの既往借入金の返済資金のほか、当該返済資金以外の事業資金（新規の融資分）を含みます。	15年以内	分割返済	証書貸付	① 状況説明書 ② 申込人が策定した事業計画書 ③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要です。）